（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定拠出年金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　企業型年金	第一章　企業型年金
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　給付（第二十二条―第二十二条の三）	第五節　給付（第二十二条・第二十二条の二）
第六節～第八節　（略）	第六節～第八節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則
（規約の承認の申請）	（規約の承認の申請）
第三条　法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。	**第三条**　法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。
一　（略）	一　（略）
二　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。以下この号、次項第四号、第六条第一項第一号ロ、第七条第一項第二号及び第五号並びに第二十五条第二号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類	二　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類
2　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	2　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類	四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第六号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類
五・六　（略）	五・六　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（令第二条第二号の厚生労働省令で定める場合）	（新設）
第三条の三　令第二条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であって、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。	
（規約の軽微な変更等）	（規約の軽微な変更等）
第五条　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。	**第五条**　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　令第三条第八号に掲げる事項（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の三第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。）	十五　令第三条第八号に掲げる事項（法第五十四条の四第二項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項に限る。）
十六～十八　（略）	十六～十八　（略）
2　（略）	2　（略）